

DH GateBlocker 販売約款

第1条（約款の目的）

本約款は、株式会社デジタルハーツ（以下「当社」という。）が提供する「DH GateBlocker ハードウェア」（以下「対象機器」という。）の販売について、定めるものとする。

第2条（約款の範囲・変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款（当社がホームページまたは書面等の方法により、契約者に通知する「DH GateBlocker サービスガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）その他の書面等を含む。）を変更することができる。この場合において、対象機器の販売条件は、変更後の本約款の内容が適用される。

第3条（販売契約の成立）

当社は、対象機器について、対象機器の購入申し込みを行う者（以下「契約者」という。）と、販売契約を締結するものとする。

- 2 販売契約の申し込みは、別途定める「DH GateBlocker 利用約款」（以下「利用約款」という。）に基づき、「DH GateBlocker」（以下「本サービス」という。）を申し込んだ者に限り、行うことができるものとする。
- 3 契約者は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の方法により、申し込みを行うものとする。当社が当社所定の手続によって当該申し込みを承諾したときに、販売契約は成立する。本約款は、販売契約の一部を構成する。
- 4 契約者は、当社が契約者からの申し込みを承諾した時点以降は、販売契約を解約することができないものとする。

第4条（納入）

当社は、別途当社の定める方法により、契約者に対象機器を納入するものとする。

- 2 対象機器は、納入と同時に検収が完了したものとする。
- 3 対象機器に係る所有権は、第5条に定める疎通作業の完了をもって、当社から契約者に移転する。
- 4 対象機器に係る滅失、損傷、変質その他の危険負担は、納入をもって、当社から契約者に移転する。

第5条（設置）

当社は、契約者に対し、対象機器の設置・設定作業（以下「疎通作業」という。）を実施するものとする。

- 2 当社は、契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、疎通作業を実施するものとする。
 - (1) 対象機器がインターネット回線に接続され、利用可能となっていること。
 - (2) 当社が契約者を訪問した際に、対象機器の設置場所まで案内し、疎通作業へ立ち会うこと。
 - (3) 当社の疎通作業を実施する時点において、設置場所に対象機器等が用意されており、疎通作業に必要なアカウントおよびパスワード等設定情報が用意されていること。
 - (4) 当社の疎通作業を実施する際に、契約者が、当社の要求する電力、照明、消耗品、通信回線の使用その他の便宜を、当社に対して無償で提供すること。
- 3 当社が疎通作業の実施に必要な協力を求めた場合、契約者は、当社に対して、以下の各号に定める協力をするものとする。
 - (1) 当社の求めに応じたアカウントおよびパスワード等の入力。
 - (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報の提供。
 - (3) その他本サービスの提供または疎通作業のために当社が必要と認める事項の実施。

第6条（販売代金）

契約者は、当社に対し、別紙に定める販売契約に係る代金（以下「販売代金」という。）を、疎通作業の完了後、契約者が対象機器を通じて本サービスの提供を受けられることを確認できた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。振込手数料は、契約者が負担するものとする。

- 2 契約者が、販売代金について支払日を経過してもなお支払わない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとする。
- 3 別段の定めがある場合を除き、当社は、契約者に対し、受領した販売代金を返金しないものとする。

第7条（故障対応）

当社は、別途当社が定める期間において、その期間内に発生した自然故障（当該対象機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず生じる電氣的・機械的故障）について、無償で修理・交換するものとする。ただし、当該修理・交換に係る輸送費、梱包費等は、契約者の負担とする。

- 2 前項に定める場合を除き、当社は、対象機器の修理・交換する義務を負わないものとする。

第8条（禁止行為）

契約者は、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

- （1）本約款、利用約款またはガイドラインに違反する行為。
- （2）対象機器を用いての犯罪、公序良俗に反する、または法令に違反する行為。
- （3）対象機器に関して、ソフトウェア等の複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他ソースコードを解析する行為。
- （4）有償および無償を問わず、対象機器の複製、貸与、担保設定、再販売、再提供、再許諾または営業行為。
- （5）対象機器における知的財産権に係る表示の転用、改変および消去。
- （6）当社もしくは第三者の名誉・信用を棄損し、または事業活動を阻害する行為。
- （7）前各号のほか、法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為およびこれらを助長する行為。
- （8）その他当社が不適切と判断する行為。

第9条（除外事項）

当社は、契約者が以下の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断する場合、疎通作業を提供しないことがあるものとする。

- （1）第5条2項各号のいずれかの項目を充たさない場合。
 - （2）契約者が、第5条2項各号に定めるいずれかの項目の協力を行わず、当社の疎通作業の実施が困難となる場合。
 - （3）不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法行為または違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
 - （4）その他契約者の責に帰すべき事由により疎通作業が困難となる場合。
- 2 契約者は、前項の定めにより、当社が疎通作業を行わない場合においても、当社の定める疎通作業費用と同額の費用の支払いを要するものとする。

第10条（免責事項）

当社は、契約者が疎通作業の完了を確認した後は、当社の設定した内容等を保証せず、当該事項により契約者に損害が生じたとしても、その責任は一切負わず、免責される。

- 2 当社は、対象機器の故障等（対象機器のウイルス感染等も含む。）により、情報漏えい等が生じたことにより、契約者に損害が生じたとしても、その責任は一切負わず、免責される。
- 3 当社は、天災、法令・規則の制定・改廃その他の不可抗力によって売買契約に基づく義務の履行が妨げられた場合には、本約款その他一切の定めにかかわらず、かかる不可抗力によって生じた損害について、その責任は一切負わず、免責される。

第11条（責任）

契約者は、その責に帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用により、かかる損害を賠償しなければならないものとし、当社に何ら迷惑をかけないことを保証する。

- 2 当社は、当社の責に帰すべき事由により、契約者に損害を与えた場合は、第6条に定める販売代金を上限として、その損害を賠償する。但し、当社は、当該賠償に関して、現実に生じた通常の損害とし、契約者が第三者に与えた損害、逸失利益・第三者の損害賠償請求に基づき発生した損害、予見の有無にかかわらず特別の事情により生じた損害、その他当事者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について、如何なる場合においても、一切の責任を負わないものとする。
- 3 前項に定める当社の損害賠償は、サイバー保険より補償された場合、当社は当該賠償責任を負わない。

第12条（権利等の譲渡または担保の禁止）

契約者は、販売契約に基づく権利と義務の全部または一部に関して、当社の事前の承諾を得ないで、第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならないものとする。

第13条（債権の譲渡）

契約者は、販売代金に係る債権は、株式会社ネットプロテクションズその他当社が指定する事業者（以下「回収代行事業者」という。）に譲渡することができることを同意し、この場合において、契約者は、回収代行事業者の請求を受け、当該回収代行事業者に販売代金を支払うものとする。

- 2 前項に定める債権譲渡が行われた場合、当社および回収代行事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自ら（親会社、子会社、関連会社を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるもの（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与する等の関与をしていないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行いもしくは不当要求行為をなさないこと、または自己の主要な出資者および役職員が反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

- 2 当社は、契約者が前項の定め違反した場合、直ちに利用契約を解除することができる

ものとし、当該解除により契約者が被った損害について、一切の責任を負わない。

第15条（準拠法、合意管轄）

利用契約、本約款、利用約款、ガイドラインその他本サービスに係る事項は、全て日本法に準拠し、それらに関して紛争等が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

別紙

内容	提供価格（税別）
DH GateBlocker 初期費用	248,000 円

以上